

- 国土交通省では、「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、平成30年までの10年間で事業用自動車の交通事故死亡者数や人身事故件数を平成20年に比べ半減する等の目標を掲げ、関係者と一丸になって事故防止対策に取り組んでいるところ。
- 本検討会においては、当該プランの目標達成に向け、関係者が有効な事故防止対策を講じることができるよう、近年の交通事故の傾向分析(マクロ分析)を行うとともに、28年度は、軽井沢スキーバス事故を受けた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」において「初任運転者等に対する指導・監督における実技訓練の義務付け」等が再発防止策のため講ずべき事項とされたことを踏まえ、「貸切バス運転者の教育強化」(特定テーマ)等について検討。

自動車運送事業に係る交通事故対策検討会

事故発生傾向の分析(マクロ・マイクロ分析)

特定テーマの分析(貸切バス運転者の教育強化等(平成28年度))

事故の発生傾向、特定要因に対する安全対策の提言

近年の特定テーマ

- ・ 平成18年度: バスの車内事故防止
- ・ 平成19年度: トラックの過労運転による事故防止
- ・ 平成20年度: タクシーと二輪車等との事故防止
- ・ 平成21年度: 事業用自動車の運転者の健康に起因する事故防止
- ・ 平成22年度: 乗合バスの車内事故防止
- ・ 平成23年度: トラックの追突事故防止
- ・ 平成24・25年度: 健康・過労起因事故防止
- ・ 平成26・27年度: トラック運転者の教育強化
- ・ 平成28年度: 貸切バス運転者の教育強化、マクロ・マイクロ分析結果に基づいた、具体的かつ効果的な交通安全対策の検討

◆ 検討会実施スケジュール(H28年度)

平成28年7月26日 第1回検討会(貸切バス運転者の教育強化の検討)

平成28年中 第2回検討会(マクロ分析、具体的かつ効果的な交通安全対策の検討状況の報告)

⇒平成29年1月31日 第2回検討会(マクロ分析結果のとりまとめ、具体的かつ効果的な交通安全対策の検討状況の報告、指導・監督マニュアル改訂の報告)

平成29年3月 第3回検討会(指導・監督マニュアル改訂の報告、報告書のとりまとめ)

⇒第3回検討会(具体的かつ効果的な交通安全対策の検討、ドライブレコーダーの活用マニュアルの報告)

○ 「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」における検討結果や活動実績を3つの報告書として公表。

第一分冊(定型的な報告)

- (財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」に基づいた、事業用自動車の事故に関する統計

附録

- 第一分冊作成に使用したデータの掲載

第二分冊

- 特定テーマとして検討した結果や活動実績をまとめた報告書

第三分冊(定型的な報告)

- 自動車事故報告規則(昭和26年12月20日運輸省令第104号)に基づき、自動車運送事業者から報告された事故の統計年報

※当該統計年報については、今年度より第三分冊として公表する

第一分冊と第三分冊の違い

事業用自動車の交通事故統計(第一分冊)で対象とする交通事故	<ul style="list-style-type: none"> ○事業用自動車の「交通事故」であり、道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路において、車両等及び列車の事故によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの(人身事故)をいう。物損事故については計上していない。 ○事業用の自動車及び軽自動車が対象。
自動車運送事業用自動車事故統計年報(第三分冊)で対象とする事故、事案	<ul style="list-style-type: none"> ○事故報告規則第三条に基づき、自動車運送事業者の使用する自動車が同報告規則第二条に規定された事故、事案に該当した場合、当該事故、事案ごとに自動車事故報告書として国土交通省に提出された件数。車両故障、疾病による運行中止等、死傷者を伴わない事案も報告対象となっている。 ○事業用自動車(以下の自動車を除く)が対象。 <ul style="list-style-type: none"> ➢軽自動車 ➢小型特殊自動車 ➢二輪の小型自動車

○ 平成28年度第二分冊については、「貸切バス運転者に対して行う指導及び監督の改正検討ワーキンググループ」の活動実績を踏まえ、以下の構成を予定。

- 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び指針」の改正について
- 貸切バス事業者が行う一般的な指導監督マニュアルの改正について
- ドライブレコーダーを活用した指導監督マニュアルの策定について
- マクロ・ミクロ分析結果に基づいた、具体的かつ効果的な交通安全対策の検討結果について